基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月三十日を基準日と定め、令和七年一月末日二十四時現在の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の第五十三期定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年五月十四日

東京都台東区入谷二丁目三三番七号

株式会社マルホン

代表取締役　鈴木　薫

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年六月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年五月十四日

京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城四六番地

株式会社阪村機械製作所

代表取締役　小林　純

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

仙台市若林区卸町四丁目三番地の一

株式会社天洋

代表取締役　佐藤　満征

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

仙台市若林区卸町四丁目八番地の一二

株式会社仙都シーフーズ

代表取締役　本間　功二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

茨城県常総市内守谷町四三八二番地四

日本エクシード株式会社

代表取締役　大橋　陽介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

東京都中央区築地二丁目三番四号

杜陵印刷株式会社

代表取締役　大野　志郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

東京都杉並区高円寺北二丁目三一番七号

スタイリッシュコート一―B

株式会社高木製材所

代表取締役　髙木　英男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月十日付官報の号外第五号一二四頁に掲載されています。

令和七年五月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｌｕｍｉｎａ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月二十日付官報の号外第十号五十六頁に掲載されています。

令和七年五月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｌｕｍｉｎａ Ⅱ特定目的会社

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目五二〇―一

株式会社ゴードー確定給付企業年金

清算人　畑中　伸一

債権申出の催告（第二回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢二八三―一

Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡグループ勤労者財産形成基金

清算人　関根　秀明

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八			⑥から⑩まで	⑥から⑩まで
〃			第四条改正後欄終りから四	改正前欄二
〃			⑦から⑩まで	⑦から⑩まで

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）国土交通省告示第二百四十七号（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及びＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九五四			改正後欄終りから一六	〇・四
〃			〇・四	一・〇
〃			一四	一・三
〃			〇・五	一・六
〃			〇・五五	一・八

令和七年四月二十四日官庁報告欄法務省告示配第十号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九四	一二		愛知県西条市	愛媛県西条市

一〇ページ二段終りから五行目から三行目までを削除する。